

【様式2】

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第2四半期】

(独立行政法人名： 国立高等専門学校機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託	津山工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 森原 良治 岡山県津山市沼624-1	平成26年9月4日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	51,256,800	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
平成26年度 ガス料(校舎地区)	宇部工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 前川 幸枝 山口県宇部市常盤台2丁目14番1号	平成26年7月1日	山口合同ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	3,995,964	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	大島商船高等専門学校 契約担当役 事務部長 寺本 栄二 山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1	平成26年9月2日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	97,161,120	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
PCB廃棄物処理	香川高等専門学校 契約担当役 事務部長 倉持 光雄 香川県高松市勅使町355番地	平成26年7月3日	日本環境安全事業株式会社北九州事業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	63,970,560	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正 愛媛県新居浜市八雲町7-1	平成26年7月9日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	67,223,520	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	弓削商船高等専門学校 契約担当役 事務部長 須賀 達也 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000	平成26年7月23日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	59,996,160	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理 一式	久留米工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 辻本 功 福岡県久留米市小森野1-1-1	平成26年7月16日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	96,132,960	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託業務	大分工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 宮崎 正人 大分県大分市大字牧1666番地	平成26年9月16日	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公開	51,891,840	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成27年度国立高等専門学校入学者選抜学力検査問題等の印刷一式	本部事務局 契約担当役 事務局 長 後藤 宏平 東京都八王子市東浅川町701-2	平成26年8月6日	独立行政法人国立印刷局	機構の行為を秘密にする必要があるとき(契約事務取扱規則第10条一号)に該当するため	非公開	10,903,111	—	—	秘密の保持が必要とされるため	15	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度第2四半期に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」